

【答申の概要】 諮問第 154 号

「賃貸借契約解除補償金及び入札結果関係公文書の部分開示決定に対する異議申立て」

件名	賃貸借契約解除補償金及び入札結果関係公文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	○ 防災船「希望」のエンジン賃貸借契約の解除に伴う補償金の計算根拠 ○ 県有財産の一般競争入札による売払いに係る入札結果表
非開示理由	条例第7条第3号（事業活動情報）、第2号（個人情報）
実施機関	静岡県知事（企画監（交通政策担当））
諮問期日	平成19年7月27日
主な論点	(1) 「補償金の計算根拠」を開示すると、法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか。 (2) 「入札立会者の氏名」は、公務の執行に係るものとして、7条2号ただし書ウが擬制適用されるか。 (3) 条例第9条（公益上の裁量的開示）の規定に該当するか。

審査会の結論

静岡県知事が非開示とした部分のうち、防災船「希望」のエンジン賃貸借契約の解除に伴う「補償金の計算根拠」については開示すべきである。

審査会の判断

(1) 本件公文書の内容

ア 「補償金の計算根拠」は、防災船「希望」の廃止に伴うエンジンの賃貸借契約（リース契約）解除に当たって、エンジンの所有者である法人Bから提示されたものであり、公社と法人Bの賃貸借契約に係る元本及び利息の関係図並びに補償金の内訳として賃貸借契約を解約した時点で元本残額、未回収経費、解約手数料が記録されている。

イ 「入札結果表」は、財産の売払いに係る一般競争入札について実施機関が作成したものであり、入札日時及び場所、予定価格、入札者名、入札価格、入札結果、入札立会者等が記録されている。

ウ 実施機関は、「補償金の計算根拠」の全部及び「入札結果表」のうち「入札立会者の氏名」を非開示とした。

(2) 「補償金の計算根拠」について

実施機関は、「補償金の計算根拠」を開示すると、他の事業者が競争相手の価格の動向を考慮に入れつつ価格の設定や営業活動を行うことができること、また、契約予定者及び契約者も提示された価格が割高であるか割安であるかの判断が容易になることから、法人Bの権利・競争上の地位を害するおそれがあると主張している。

確かに、既に表示された文書から、賃貸借期間、年間賃貸借金額及び総支払額を把握することができる中で、さらに「補償金の計算根拠」に記録されている解約時点での元本残額を開示すれば、契約当初における元本金額及びリース料率が判明する可能性は否定できない。一般に、元本金額にどの程度のリース料率を設定するかは、競争する他の業者には知られたくない情報であり、公にすれば将来の取引に何らかの影響があることも予想される。

しかし、今回の賃貸借契約は、防災船「希望」を開発・建造した法人Aが系列リース会社の法

人Bにエンジンを譲渡し、法人Bが賃貸人となったものであるため、競業する他社は存在しない。また、当該賃貸借契約は、平成18年11月に解除された後、エンジンが米国企業に売却されており、今後、同様の賃貸借契約が締結される予定はないものと考えられる。

さらに、当該賃貸借契約は平成9年4月に締結されたものであり、現在の社会情勢・経済事情とは異なっていること、また、賃借したエンジンは、高速貨物輸送船用として改良された高性能のもので、特殊な用途に使用するものであるから、国内に多数流通するものとは考えられないことをかんがみれば、仮に、今後、当該エンジンのリースが他に行われたとしても、その時点での社会情勢・経済事情又は当該エンジンを搭載する船舶・機械によって、それぞれ条件が異なるものと考えられ、今回の契約内容がそのまま比較対象になるとは考えにくい。

このようなことからすれば、法人Bの権利・競争上の地位が具体的に侵害されることが明白であるとはいえないため、「補償金の計算根拠」は開示すべきである。

(3) 「入札立会者の氏名」について

入札立会者とは、地方自治法施行令第167条の8に規定される立会者のことである。本規定は、競争の公正を期するため、入札者を立ち合わせて開札するとした開札手続の公開を定めたものであって、第三者ではなく、入札者に開札手続を監視させるという当事者構造を採っている。

実施機関は、当該政令の規定どおり入札者を立ち合わせ、慣行として2番目の金額を入札した者に入札結果表の立会者欄へ署名を依頼している。本件においては、当該入札者が法人であったため、その従業員が署名しており、「入札立会者の氏名」とは、当該法人の従業員の氏名のことである。

当該法人の従業員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第2号本文に該当する。次に、当該従業員は法人の役員ではなく、公にされている事情も認められないため、同号ただし書アには該当しない。異議申立人は、入札は公務の執行であり、入札の立会いは公務の執行に含まれるものであるため、同号ただし書を擬制適用して開示すべき情報であると主張する。しかし、私企業である法人の従業員である以上、同号ただし書ウに規定する公務員等に当たらないことは明らかであり、異議申立人が主張するような解釈をしなければならない事情もない。さらに、同号ただし書イに当たらないことは明らかである。

したがって、「入札立会者の氏名」は、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

(4) 条例第9条該当性について

異議申立人は、「入札立会者の氏名」については、仮に条例第7条第2号に該当するとしても、だれが立会者となったかは、当該入札が公正に行われたか否かの重要な判断材料の一つとなるため、条例第9条を適用して開示すべき情報であると主張する。

しかし、地方自治法施行令第167条の8は、入札者に開札手続を監視させるという当事者構造を採っているのであって、立会いとはいっても当事者以外の第三者が立会者となるものではない。実施機関は、入札立会者の中から2番目の金額を入札した者に入札立会者欄へ署名を求めているが、本件においては、当該入札者が法人であったため、その従業員が署名したものである。また、「入札結果表」の開示部分を見れば、入札立会者がどの法人の従業員であるかは容易に判明する。このような状況の中で、入札が公正に行われたか否かの重要な判断が可能になるという異議申立人の主張だけでは、本来非開示であるはずの「入札立会者の氏名」を開示しなければならないほどの公益上の必要性があるとは認めることができない。